

いま、中小企業が利用できる「減税措置」総まとめ

コロナ禍対策として、現在さまざまな減税措置が講じられています。中小企業が利用できる制度の概要や利用要件等を、まとめました。

公認会計士・税理士

佐々田 智子



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」として、現在さまざまな減税措置が講じられています。

このうち中小企業が利用できるものについて、概要や要件等を解説します。

なお、制度内容は随時変更される可能性がありますので、適用にあたっては国税庁のホームページ（HP）等で最新の情報を確認するようにしてください。

国税庁のHPでは「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表しています。

中小企業の定義とは

中小企業の定義は、法令によって異なりますので注意が必要です。今回「中小法人」「中小企業者」という2つの定義が登場しますので、それぞれの内容を押さえておきましょう。

① 中小企業の定義A：「中小法人」（法人税法で規定する中小企業）

普通法人のうち、事業年度末に

において資本金・出資金の額が1億円以下である法人が該当します。

ただし、大法人（資本金・出資金が5億円以上の法人）の100%子会社（株式の間接所有も含む）は除外されます。

② 中小企業の定義B：「中小企業者」（租税特別措置法で規定する中小企業）

資本金・出資金の額が1億円以下である法人が該当します。

ただし、大規模法人に発行済株式の2分の1以上を所有されている法人、または複数の大規模法人に発行済株式の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

なお、大規模法人とは、資本金・出資金が1億円超の法人、または資本金・出資金が5億円以上の法人と完全支配関係がある法人（みなし大企業）です。

また、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の中小企業者は、中小企業者を対象とする特例等の適用除外となっています。

「中小法人」「中小企業者」の定義の詳細は、国税庁のHP「タックスアンサー」措置法上の中小法人及び中小企業者を参照してください。

図表1 3つの中小企業の設備投資促進税制の概要

| 制度名称 | ①中小企業経営強化税制 | ②中小企業投資促進税制 | ③商業・サービス業・農林水産業活性化税制 |
|--------------|---|---|---|
| 対象法人 | 中小企業者等（ただし、各税制ごとに対象業種が限定されている） | | |
| 適用期間 | 令和3年3月31日までに国内の事業の用に供すること | | |
| 事前申請等 | 「経営力向上計画」を申請し認可を受けることが必要 | 不要 | 認定経営革新等支援機関等から経営改善に関する指導・助言を受けることが必要 |
| 対象設備 | 「経営力向上計画」に記載した「生産性向上設備」または「収益力強化設備」に該当する一定の ・機械装置 ・建物附属設備 ・器具器具備品 ・ソフトウェア | 一定の ・機械および装置 ・測定工具および検査工具 ・ソフトウェア ・貨物自動車（3.5トン以上） ・内航船舶 | 経営改善指導等に基づき取得した一定の ・建物附属設備 ・器具備品 |
| | 中古資産は対象外 | | |
| 優遇措置（いずれか選択） | 特別償却 | なし | 30% |
| | 税額控除 | 資本金3,000万円以下：10% 資本金3,000万円超：7% | 資本金3,000万円以下の企業のみ7% |
| | 即時償却 | 選択可 | なし |
| 関連サイト（国税庁HP） | https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm | https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm | https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5435.htm |

法人税に関する関連する
税制上の優遇措置

(1) 中小企業の設備投資促進税制
（コロナ禍により拡充）

中小企業の設備投資に係る税制上の優遇措置には主として3つの制度があり、それぞれ一定の要件

の下に取得し事業の用に供した資産の特別償却・税額控除・即時償却が認められています。

【対象企業】

青色申告法人である「中小企業者」（前記「中小企業の定義B」）

【3つの制度の概要】

次の3つの制度があり、それぞれの概要については図表1に記載

図表2 中小企業経営強化税制の対象資産の拡大

| 類型 | 生産性向上設備 | 収益力強化設備 | テレワーク等のための設備投資が追加 |
|------|--|---|--|
| 要件 | 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 | 新たな類型（デジタル化設備） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 |
| 対象設備 | ◆機械装置 ◆測定工具および検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能および分析・指示機能を有するもの） | ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア | ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア |

しています。

① 中小企業経営強化税制

② 中小企業投資促進税制

③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

なお、今回コロナ禍に対する追加経済対策として、①の中小企業経営強化税制の対象となる資産に、従来の「生産性向上設備」・

「収益力強化設備」に加えて、「テレワーク等のための設備」が追加されました（図表2）。

詳しくは国税庁の「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制のリーフレット」を参照してください。

(2) 欠損金の繰戻しによる還付
（コロナ禍により拡充）

中小企業において欠損金が生じた場合、その欠損金額（に対応する法人税額相当額）を直近年度に納税した法人税額の範囲内で還付を受けることができます。

また、今回新型コロナウイルス特法の特例により、一定期間に生じた欠損金額に限り、適用対象となる法人の範囲が拡大されています。

なお、この制度には、

① 青色申告法人を対象とした欠損金繰戻し還付

② 災害によって生じた欠損金の繰戻し還付

の2種類の制度があります。

【対象企業】

・「中小法人」（前記「中小企業の定義A」）に該当する法人

・コロナ禍による制度拡充で対象に追加された次の法人：資本金10億円以下の法人（大規模法人

(資本金が10億円超の法人など)の100%子会社・100%グループ内の複数の大規模法人にすべての株式を保有されている法人は除く)。ただし、ことし2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金額に限ります。

【制度の概要】

① 青色申告法人を対象とした欠損金繰戻しによる還付

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合に、その欠損金額に対応する法人税額相当額をその事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度に納付した税額を上限に繰り戻して還付を請求できる制度です。

●要件

・前事業年度・当事業年度(欠損事業年度)とも青色申告書を提出期限までに提出していること
(コロナ禍の影響で申告期限を個別延長した場合には、申告書を提出した日が期限となる)

・還付請求書は欠損事業年度の確定申告書と同時に提出すること

●計算方法

還付金額＝前事業年度の法人税額×(当事業年度の欠損金額÷前

事業年度の所得金額)

② 災害損失欠損金の繰戻し還付

災害による被害を被り、かつ災害のあった日から1年を経過する日までに終了する事業年度において生じた災害損失欠損金がある場合には、欠損金に対応する法人税額相当額をその事業年度開始の前2年(白色申告の場合は1年)以後に開始した事業年度の法人税額を限度として還付金を請求できる制度です。中間申告でも、還付請求が可能です。

●コロナ禍による「災害」と認められる範囲

新型コロナウイルス感染症の影響で棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大防止・発生防止のために消毒等の費用を支出している場合に認められます。具体的には、次のような損失・費用をいいます。

- ・飲食業者の食材の廃棄損
- ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために出した費用
- ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止により、廃棄

せざるを得なくなった商品等の廃棄損

●地方税の取扱い

欠損金の繰戻しによる還付制度は、地方税にはありません。

③ 災害の場合の取引先に対する

売掛債権等の免除額の損金算入
(会社規模の制限なし)

法人が、災害を受けた得意先等の取引先に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間内に売掛金、未収請負金、貸付金そのほかこれらに準ずる債権の全部または一部を免除したことによる損失の額は、従来から寄附金の額に該当しないものと取り扱われています。

今回、法人税法基本通達の改正により、この「災害」に新型コロナウイルスエンザ等(新型コロナウイルス感染症を含みます)が発生し、入国制限や外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じた場合も該当することが明示されました。

このほかにも、コロナ禍による経営環境悪化に際して想定される次の場面での損金算入の取扱いについて法人税法基本通達の改正が行なわれていますので、国税庁関

連サイトを参照してください。

- ・災害の場合の取引先に対する低利または無利息による融資
- ・取引先に対する災害見舞金等
- ・下請企業の従業員等のために支出する費用(災害に関する見舞金など)

【国税庁関連サイト】

「法人税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」令和2年4月13日

固定資産税に関連する

税制上の優遇措置

- (1) コロナ禍により売上が減少した中小企業の固定資産税減免
(コロナ禍により新設)

コロナ禍により経営環境が悪化した中小企業に対して、令和3年度課税分に限り償却資産税・固定資産税および都市計画税が減免されます。

【対象法人】

1月1日(賦課期日)時点で「中小事業者」である法人。「中小事業者」は前記「中小企業の定義B」の「中小企業者」とほぼ同じですが、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人も適用対象となります。

【対象資産】

・償却資産・事業用家屋

【要件】

令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の確認を受けたうえで、特例の適用がある旨の申告を行なうこと。申告方法の詳細は、提出先の地方自治体のホームページを参照してください。

【減免の内容】

ことし2月～10月までの間の任意の3か月における売上高を前年同期間と比較した結果、

- ・前年同期比で売上が30%以上50%未満減少している場合↓税額を50%軽減
- ・前年同期比で売上が50%以上減少している場合↓税額を全額免除

(2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置（コロナ禍により拡充）

市区町村の策定する計画に基づき「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業に対して、各市区町村の判断により固定資産税をゼロから2分の1までの範囲で減免（減免率は市区町村で決定）する特例です。今回、適用対象に一定の事業用家屋・構築物が加えられ、また、適用期限も令和4年度

まで延長されます。

【対象法人】

1月1日（賦課期日）時点で「中小事業者」である法人。「中小事業者」は前記「中小企業の定義B」の「中小企業者」とほぼ同じですが、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人も適用対象となります。

【対象設備・要件】

図表3を確認してください。

【適用期限・減免の内容】

令和5年3月31日までの間に、地方自治体から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得をした一定の設備について、設備投資から3年間、固定資産税を0%～50%に減免。

【中小企業庁関連サイト】

「生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の新規投資を促進するため、固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長を行います」

そのほかの減税措置等

(1) 消費税の課税選択の変更に係る特例（会社規模の制限なし・コロナ禍により新設）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、かつ次の要件を満たす法人は、課税期間の確定申告書提出期限までに申請すれば、課税業者選択の変更が認められます。その場合、選択後2年間の継続適用要件は適用されません。

【要件】

ことし2月1日から令和3年1

月31日までの期間の一定期間において収入が前年同期比おおむね50%以上減少していること。

【財務省関連サイト】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置・消費税の課税選択の変更に係る特例」

(2) 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（会社規模の制限なし）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた法人に対して行なわれた貸付に係る契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税が非課税となります。

すでに印紙を貼り印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を所轄の税務署に申請すれば還付されます。過誤納となった契約書等の原本または過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の原本の提示が必要となります。

【財務省関連サイト】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置・特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税」

図表3 固定資産税の特例措置の対象資産と適用要件

| 対象資産 | 要件 |
|--|---|
| 償却資産 ▶機械および装置 ▶工具（測定工具・検査工具） ▶器具備品 ▶建物附属設備 | 下記のすべての要件を満たすもの ・生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの ・生産、販売活動等に直接使用する設備であること ・中古資産でないこと なお、資産ごとに取得価額・販売開始時期の基準がある |
| 事業用家屋 | ・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に直接供するものであること ・取得価額が120万円以上 |
| 構築物 | ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ・販売開始時期が14年以上 ・取得価額が120万円以上 |